

規則等の一部改正について

第50回 北海道景観審議会

令和3年(2021年)3月26日開催

北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

【押印・書面規制・対面規制の見直しの経過】

道では、令和元年度からスマート道庁の取組により、行政手続の簡素化などに取り組む中、令和2年7月の総務省通知等からの踏まえ、行政手続における押印・書面・対面規制の見直し。

【見直しに当たっての基本的な考え方】

押印等の見直しに当たっては、**道民の利便性向上や負担軽減**はもとより、**事務処理の迅速化、効率化**も念頭に、国の見直し方針を踏まえつつ、**行政手続のオンライン化の推進**を図るため、押印、書面規制、対面規制について整理。

1 押印の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「**押印を廃止**」

2 書面規制の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「**書面による提出の義務付けを廃止し、電子メールによる申請も可能**」

3 対面規制の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「**対面規制を廃止**」

1 景観法関連の一部改正について

景観法第16条に規定する行為の届出等の事務手続き等に関して、次のとおり見直します。

- (1) 北海道景観条例第20条(景観法第16条関連)に規定する行為の届出等に係る「**景観法施行細則第3条**」及び様式の一部を改正し、届出者等の押印等を廃止、書面規制の見直します。
- (2) (1)の改正にあわせ、「**景観法に基づく行為の届出等に係る事務処理要領**」の審査に係る手続き等の一部を改正し、事務手続きの見直します。

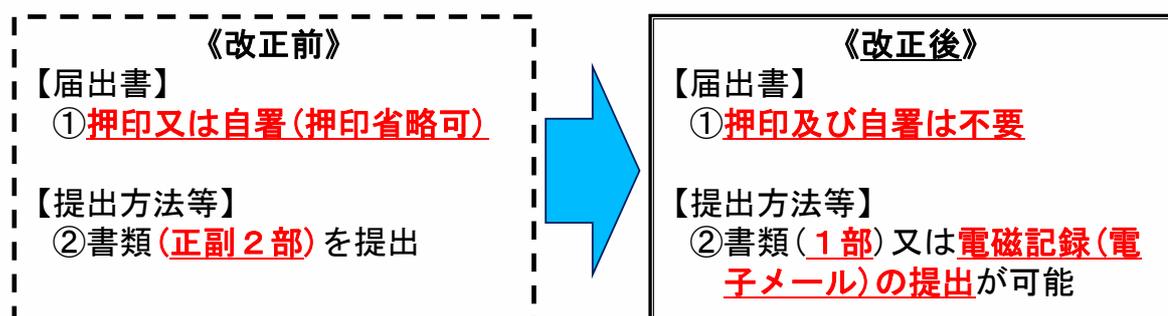
3

2 改正内容について

(1) 「景観法施行細則第3条」の一部改正

届出者等の押印及び自署(押印省略可)を廃止し、書面規制を見直すことで、行為者は書面及び**電磁気録を電子メールにて届出することが可能**となります。

また、提出書類の部数につきましても、これまでは正・副2部としていましたが、提出部数を1部とします。



4

(2) 「景観法に基づく行為の届出等に係る

事務処理要領」の一部改正

「景観法施行細則第3条」の一部改正(押印と書面規制の見直し)にあわせて、事務処理要領「第3 行為の届出等に係る審査」の「2 市町村への意見照会」等について、事務処理の迅速化及び効率化を考慮し、手続き等を見直します。

《改正前》

【市町村への意見照会】

- ①道は、市町村へ**郵送**(副本を意見照会用)
- ②市町村は、**7日以内に回答**
- ③道は市町村に**「審査の終了通知」あり**

など

《改正後》

【市町村への意見照会】

- ①道は、**メールによる意見照会が可能**
- ②市町村は、**意見等がない場合回答不要**
- ③勧告・協議又は命令を要しなく、市町村から「意見なし」の場合は**「審査の終了通知」なし**

など

北海道屋外広告物条例に基づく申請等の手続の見直しについて

1 全庁的な対応の経過

道では、スマート道庁の取組により行政手続の簡素化などに取り組む中、令和2年7月の総務省通知等を踏まえ、道民から申請等を受ける許可等の手続について、全庁的に押印、書面、対面規制の見直しの検討を進め、道民の利便性向上や負担軽減を図ることとしている。

2 北海道屋外広告物条例における対象の手続

北海道屋外広告物条例に基づき道に対し提出される屋外広告物許可、屋外広告業登録などの申請、及び広告物出願者や広告業登録事項の変更などの届出

3 屋外広告物許可の申請等の手続の見直し及び対応状況

(1) 押印の見直し

来年度から、出願者等による、申請書、届出書等への押印を廃止(押印不要とする)とするため、北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正を予定。

(2) 書面規制の見直し

屋外広告物許可の申請、屋外広告業登録に係る手数料は、北海道収入証紙をもって納めることとしていることから、道の会計部局で検討を進めている公金収納のキャッシュレス化の開始時期も踏まえ書面規制の廃止を検討。

(3) 対面規制の見直し

対面規制(持参による提出等の義務付け)は、従来から課しておらず、見直し不要。